

みんなで住みよい



きれいなまちを つくりましょう

市では、「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」を制定し、市民のみなさんとともに、快適に過ごせるきれいなまちづくりの推進に向け取り組んでいます。

一人ひとりが「ルール」と「マナー」を守り、
「ごみのない きれいなまち うつのみや」をつくりましょう！

◆ポイ捨て禁止！

ごみはごみ箱に捨てるか、
自宅に持ち帰りましょう。
たばこを吸う際は、携帯用
吸い殻入れを使いましょう。

◆ペットのフンの放置禁止！

ペットの散歩の際には、
フンを持ち帰りましょう。



◆自分の敷地は自ら適正管理を！

近隣の迷惑にならないよう、自分の敷地内にごみを放置せず、適切に処理するとともに、日頃から清掃や雑草の刈り取り・樹木の枝切りをするなど、適正管理に努めましょう。

◆地域の清掃活動等の支援について

市では、きれいなまち宇都宮の実現を目指した地域住民が実施する清掃活動を支援しています。
詳しくは廃棄物政策課まで、お問合せください。



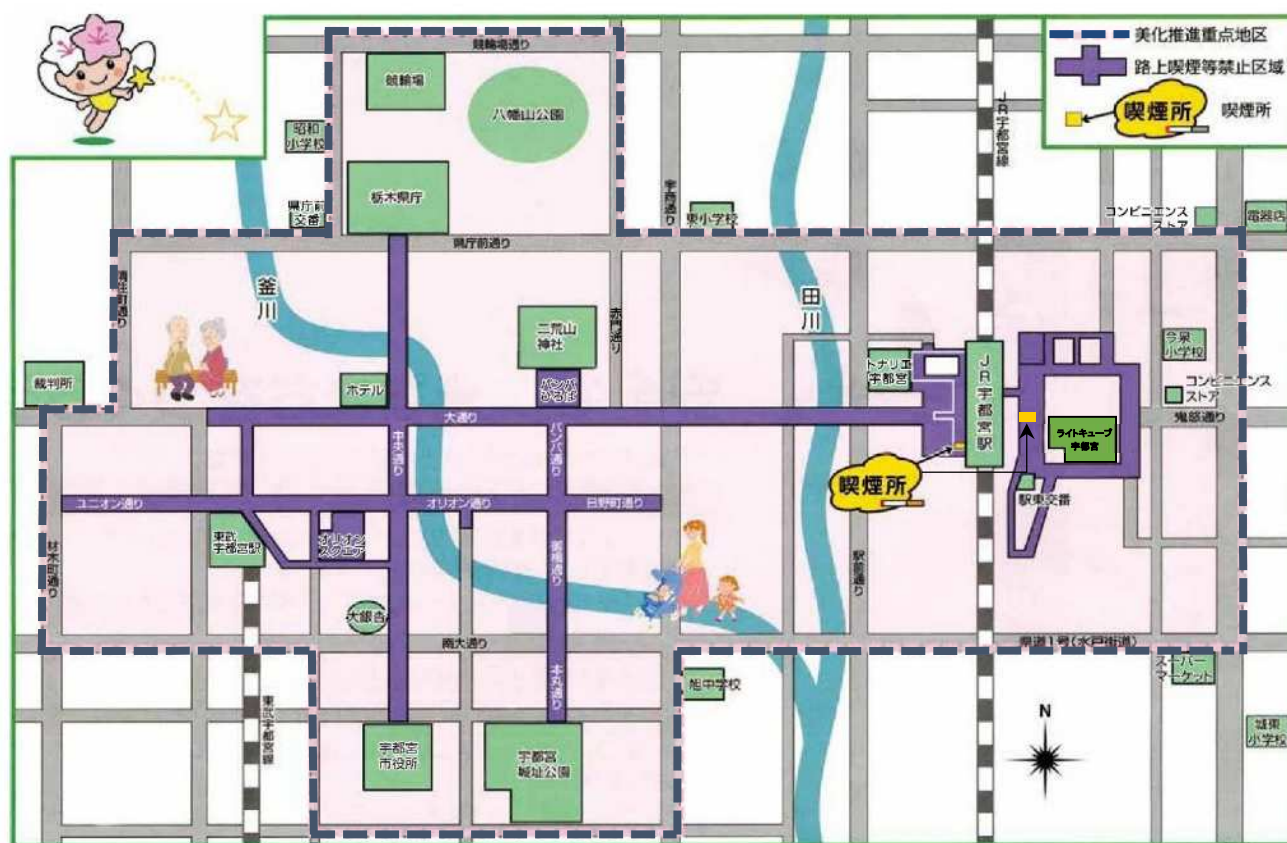
美化推進重点地区内で「ごみのポイ捨て」や「ペットのフンの放置」を防止するため、条例に基づき、下図の指定場所で違反した人には警告の上、従わない場合には、**2,000 円の過料**が科されます。

また、路上喫煙等禁止区域で喫煙（火のついたたばこを持つ行為を含む）した人についても、2,000 円の過料が科されます。（市が指定した喫煙所を除く。）

路上喫煙等については、市ホームページを御確認ください。

☎生活安心課 TEL 632-2284

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/anshin/kitsuen/1005240.html>



上の区域内には、右の2つの図の路面標示が貼付されているよ。

「ポイ捨て」や「路上喫煙」は禁止されているから、気をつけてね～♪



問い合わせ先

宇都宮市 環境部 廃棄物政策課 TEL632-2928

